

長 第 401 号
令和 4 年 7 月 26 日

各高齢者施設等の管理者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

現下の感染状況を踏まえた医療提供体制の点検・確保及び業務継続計画（BCP）の点検等について（依頼）

各高齢者施設・事業所の皆様におかれましては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の防止に御尽力、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウィルス感染症の新規感染者数が上昇傾向にある中で、夏休みシーズンを迎える、さらなる感染拡大が懸念されることから、各施設等におかれでは、下記のとおり、やむを得ず施設内療養を行う場合を想定し、医療提供体制に係る点検・確保を行うとともに、職員の不足を想定し、業務調整を速やかに行えるよう、業務継続計画（BCP）の点検・訓練等を徹底する等、不測の事態に備えた準備を進めていただきますよう、お願いします。

記

1 嘱託医や協力医療機関等への協力依頼・協力体制の確認

入所者がやむを得ず施設内で療養を行う場合を想定した対応について、嘱託医・協力医療機関等（以下「嘱託医等」という。）と協議を行っていない施設等におかれでは、嘱託医等に協力を依頼するとともに、協力内容（医師や看護師の往診・派遣や投薬等）について確認していただきたい。

あわせて、施設内療養を行う場合、治療薬の早期投与が重要であることから、協力医療機関が治療薬の対応医療機関として登録しているかを確認しておくこと。

2 感染疑い者発生時の初動対応、BCPの点検等

体調不良者が発生した場合、新型コロナウィルス感染症の可能性を考え、速やかに対処できるよう、以下の初動対応に係る準備を進めていただきたい。

なお、BCPが策定されていない場合、業務の継続や応援職員の派遣調整等に支障を来す可能性があることから、速やかに検討・策定いただきたい。

- ア 利用者及び職員の健康状態の「見える化」（※別添の様式を参考にされたい）
- イ 勤務可能な職員数に応じた業務の絞り込みや業務手順の変更等の検討（BCPの点検）
- ウ 業務内容の調整を行った上でもなお職員が不足する場合の応援体制の検討

※法人内での応援が得られない場合は、他法人に応援を依頼するために必要な準備を行うこと（例：応援職員に依頼する業務の範囲や内容の検討、応援職員が業務を円滑に行うために必要な各種資料の準備（業務手順書や利用者情報等）等）

3 その他

ア 高齢者施設等における検査等について

早期発見・早期対応により感染拡大を最小限にとどめることが重要であり、高齢者施設等の従事者等に係る一斉・定期的な検査を実施する予定としているので、積極的に受検していただきたい。(詳細は別途通知予定)

イ 高齢者施設等における面会の実施について

夏休みシーズンは家族等と面会する機会が増えると考えられることから、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、面会の実施に当たってオンラインによる実施等も含めた対応について検討いただきたい。

【参考通知】

「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」(令和4年7月5日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか関係課連名による事務連絡)

リンク→<https://www.mhlw.go.jp/content/000961384.pdf> (修正)

【担当】介護福祉担当 小原
電話：019-629-5441